

第27-(2)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿
納税地 (電話番号 - - )
(フリガナ) 名称又は屋号
個人番号又は法人番号
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ 一連番号 翌年以降送付不要
所管 整理番号
申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定
通信日付印 確認印 確認書類
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他
身元確認
指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日



平成二十六年四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

→(注)平成二十八年一月一日以後に開始する課税期間から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

自 平成 年 月 日 令和 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書
至 平成 年 月 日 令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ① 0 0 0
消費税額 ②
貸倒回収に係る消費税額 ③
控除対象仕入税額 ④
返還等対価に係る税額 ⑤
貸倒れに係る税額 ⑥
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧
差引税額 (②+③-⑦) ⑨ 0 0
中間納付税額 ⑩ 0 0
納付税額 (⑨-⑩) ⑪ 0 0
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫ 0 0
この申告書が修正申告である場合 既確定税額 ⑬
差引納付税額 ⑭ 0 0
この課税期間の課税売上高 ⑮
基準期間の課税売上高 ⑯

この申告書による地方消費税の税額の計算
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 ⑰
差引税額 ⑱ 0 0
譲渡割額 還付額 ⑲
納税額 ⑳ 0 0
中間納付譲渡割額 ㉑ 0 0
納付譲渡割額 (㉑-㉒) ㉒ 0 0
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑) ㉓ 0 0
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額 ㉔
差引納付譲渡割額 ㉕ 0 0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖

付記事項
割賦基準の適用 有 無 31
延払基準等の適用 有 無 32
工事進行基準の適用 有 無 33
現金主義会計の適用 有 無 34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 有 無 35
参事区
区分 課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合%
第1種 36
第2種 37
第3種 38
第4種 39
第5種 42
第6種 43
特例計算適用(令57③) 有 無 40
①及び②の内訳
区分 課税標準額 消費税額
3%分 千円 円
4%分 千円 円
6.3%分 千円 円
③又は④の内訳
区分 地方消費税の課税標準となる消費税額
4%分 円
6.3%分 円
還付を受ける金融機関等
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
農協・漁協 本所・支所
預金 口座番号
ゆうちょ銀行の貯金記号番号
郵便局名等
※税務署整理欄
税理士署名押印 (電話番号 - - )
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

㉖ = (①+②) - (⑧+⑫+⑰+㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑭+㉕
㉗が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - )

(フリガナ) 名称又は屋号

個人番号又は法人番号 ! 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ 一連番号 翌年以降送付不要

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印 確認書類 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他

身元確認

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

自 平成 年 月 日 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

至 平成 年 月 日 令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日 令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 平成 年 月 日 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額 ①	十兆千百十億千百万千百十	000	03
消費税額 ②			06
貸倒回収に係る消費税額 ③			07
控除対象仕入税額 ④			08
返還等対価に係る税額 ⑤			09
貸倒れに係る税額 ⑥			10
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦			
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧			13
差引税額 (②+③-⑦) ⑨		00	15
中間納付税額 ⑩		00	16
納付税額 (⑨-⑩) ⑪		00	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫		00	18
この申告書既確定税額 ⑬			19
修正申告である場合 差引納付税額 ⑭		00	20
この課税期間の課税売上高 ⑮			21
基準期間の課税売上高 ⑯			

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	31
	延払基準等の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	34
参事区	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	35
	区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 売上割合%		
	第1種		36
	第2種		37
	第3種		38
	第4種		39
	第5種		42
第6種		43	
項目	特例計算適用(令57③)	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	40
①及び②の内訳	区分 課税標準額		
	3%分	千円	円
	4%分	千円	円
	6.3%分	千円	円
③又は④の内訳	区分 地方消費税の課税標準となる消費税額		
	4%分		円
	6.3%分		円
還す付る金受付けよう関と等	銀行 本店・支店		
	金庫・組合 出張所		
	農協・漁協 本所・支所		
	預金 口座番号		
ゆうちょ銀行の貯金記号番号		-	
	郵便局名等		
※税務署整理欄			
税理士署名押印 (電話番号 - )		⑤	
<input type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有		
<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有		

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 ⑰		51
差引税額 ⑱		00	52
還付額 ⑲			53
納税額 ⑳		00	54
中間納付譲渡割額 ㉑		00	55
納付譲渡割額 (㉑-㉒) ㉒		00	56
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑) ㉓		00	57
この申告書既確定譲渡割額 ㉔			58
修正申告である場合 差引納付譲渡割額 ㉕		00	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖			60

簡

平成二十六年四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)